

36 酒類販売管理者制度

酒類は、致酔性などの特性を有する飲料であることから、酒類小売業者に対しては、未成年者飲酒防止をはじめとした酒類の販売管理に対する社会的要請が高まっています。こうしたことを背景として、平成 15 年 5 月に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部が改正され、平成 15 年 9 月から適用されています。

1 酒類販売管理者の選任・届出書の提出

酒類小売業者は、酒類の小売販売場（以下「販売場」といいます。）における酒類の適正な販売管理の確保を図るため、販売場ごとに、酒類の販売を開始するときまでに酒類販売管理者を選任しなければなりません。

なお、酒類販売管理者を選任したときは、2 週間以内に「酒類販売管理者選任届出書」を所轄の税務署に提出しなければなりません。

2 酒類販売管理者の役割

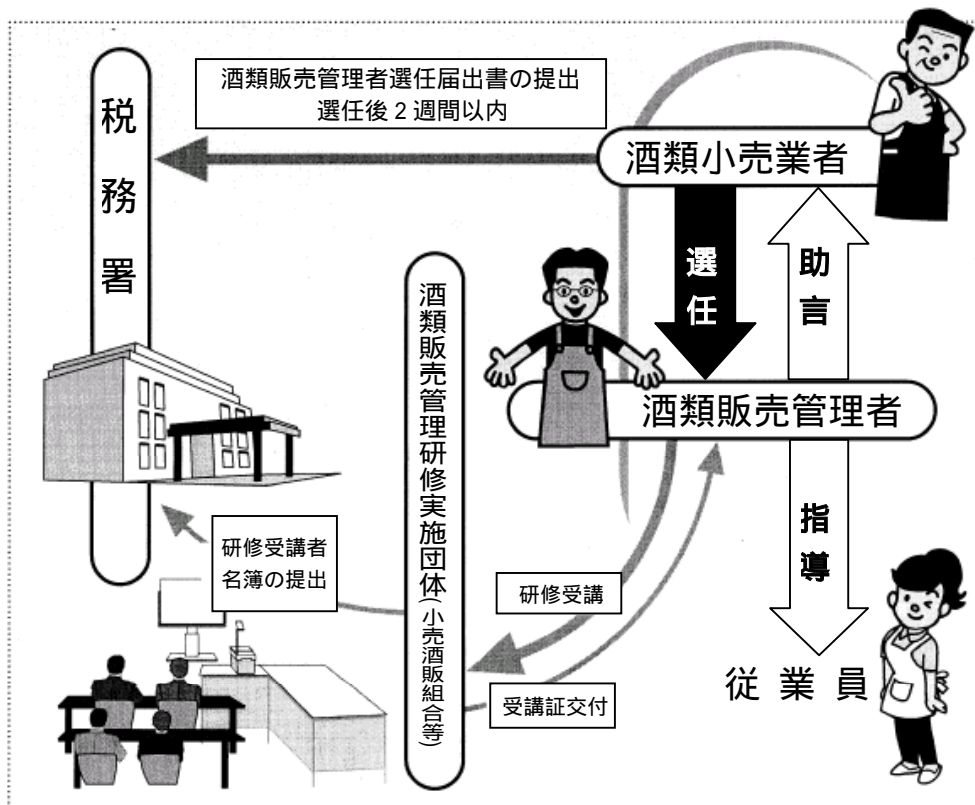
酒類販売管理者は、その選任された販売場において酒類の販売業務に関し法令を遵守した業務が行われるよう酒類小売業者に助言し、あるいは酒類の販売業務に従事する従業員等に対して指導を行います。

3 酒類販売管理研修の受講

酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任したときは、3 ヶ月以内に酒類販売管理研修を受講させるよう努めなければなりません。（平成 15 年 9 月 1 日現在で酒類業の免許を受けている者は、最初に選任した酒類販売管理者については平成 16 年 8 月 31 日までに研修を受講させるよう努めなければなりません。）

（注）酒類販売管理研修は、致酔性などを有する酒類の特性や酒類小売業者が遵守すべき関係法令の知識の向上を図ることにより、酒類販売管理者の資質を高め、販売場における酒類の適正な販売管理の確保についてより実効性を高めることを目的として実施されるものです。

（参考）酒類販売管理者制度のスキーム図



お酒の販売の新しいルールがスタートしました。

お酒の適正な販売管理などの社会的要請に応えるために、「酒類業組合法」及び「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」が改正され、9月1日から施行されました。
未成年者の飲酒防止等の観点から、酒類の小売販売場で守らなければならない新しいルールがスタートしました。

酒類販売管理者を中心に 様々な取組が行われます。

酒類の販売場ごとに酒類販売管理者を選任しなければなりません。
販売場では、酒類販売管理者を中心に関係法令を遵守したお酒の適正な販売管理や酒類容器のリサイクルなどに取り組みます。



酒類販売管理者は、研修を受講し、 販売場で助言・指導を行います。

酒類販売管理者は酒類販売管理研修を受講し、小売業者（経営者）に対する助言、従業員に対する指導を行います。



酒類の陳列場所に、 未成年者の飲酒禁止を表示します。

未成年者の酒類の購入等を防止するため、酒類とその他の商品を明確に区別して陳列し、「酒類の売場である」こと及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」ことを表示します。



未成年者の飲酒防止に 積極的に取り組みます。

未成年者と思われる購入者には年齢確認を行うなど、未成年者の飲酒防止に積極的に取り組みます。



家庭や地域でも未成年者の飲酒防止に努めましょう。

政府広報 | 国税庁

詳しい情報は、下記のホームページからご覧いただけます。
【政府広報オンライン】 <http://www.gov-online.go.jp/>